

## 当社群馬製作所における完成検査に係る不適切事項に関する 実態調査および再発防止策検討結果について

株式会社SUBARU(以下「当社」)は、先般発覚した当社群馬製作所の本工場および矢島工場における完成検査に係る不適切な取り扱いに関し、本年10月30日、国土交通省による「型式指定に関する業務等の改善について」により、完成検査の確実な実施を確保するよう業務体制を改善することを指示されるとともに、不適切な完成検査の過去からの運用状況等事実関係の詳細を調査し、これを報告すること等を要請されました。

これを受け当社は、客観的・中立的な立場から検証を行うため、同年11月1日、長島・大野・常松法律事務所に対して「不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係の詳細」に係る調査を依頼し、本日、その報告書(以下「本報告書」)を受領しました。

本報告書によれば、当社においては、完成検査業務における不適切な取り扱いとして、

- ・ 社内規程に抵触する登用前検査員単独による完成検査行為
- ・ 登用前検査員による他人の印鑑の不適切な使用
- ・ 社内外の監査時における不適切な対応
- ・ 完成検査員登用前における不十分な資格講習や登用教育
- ・ 不適切な終了試験

といった実態があったとの指摘を受けました。

本報告書においては、かような不適切な取扱いが行われていた原因・背景として、

- ・ 完成検査業務の公益性・重要性に対する自覚の乏しさ
- ・ 現場における過度な技量重視の風土
- ・ 「補助業務」の便宜主義的な解釈
- ・ ルールの合理性に対する懐疑
- ・ 部署間・職階間のコミュニケーション不足
- ・ 完成検査業務に対する監査機能の弱さ

といったことが挙げられています。

とりわけ、本報告書においては、当社の経営陣が、完成検査業務の適正な遂行を確保する前提として、完成検査業務の実態についてより積極的に関心を払っておくべきだったとの厳しい指摘を頂戴しております。当社として、完成検査および型式指定制度が有する公共性、ならびに完成検査に自動車ユーザーが期待している信頼に関する自覚が希薄であり、指摘をされたような不適切な完成検査の実態が長期にわたり継続していたことが紛れもない事実であると正面から受け止め、これを自らの手で改善できなかったことを、経営陣以下、極めて深く反省しております。当社としては、コンプライアンス重視の社会的要請を認識し、かつ、当社の社会的プレゼンスの増大に伴う社会的影響度が高まっていたにもかかわらず、このような不適切な完成検査業務の運用というコンプライアンス上の問題を引き起こしたことを真摯に反省いたします。

当社としては、このような猛省の上に立って、前例踏襲主義など時代に即応しなくなった企業体質を即時に根本から改め、すべてのステークホルダーの信頼を可及的速やかに回復していく決意をいたしました。そのためには、なによりもまず当社の経営トップが率先し、あらゆる現場に向けて、自動車ユーザーの信頼を取り戻すため、完成検査業務の公益性および重要性、ひいてはコンプライアンス意識の改善の必要性を説き、もって、当社従業員全体の意識改革を進めて参ります。当社の最重要かつ喫緊の経営課題は、以下に述べる再発防止策を、経営陣の責任の下、全従業員が一丸となって徹底的に遂行することであり、そのことによって、当社として失われた信頼を回復して参る所存です。

お客様、関係者をはじめとする当社を取り巻くステークホルダーの皆様に、多大なご心配・ご迷惑をおかけしたこ

とを、改めて心よりお詫びいたします。

## 【添付資料】

### 【1】:完成検査の実態に関する調査報告書(要約版) <長島・大野・常松法律事務所作成>

#### 第1. 判明した事実

- 1 完成検査業務の実態
- 2 完成検査員の登用手続の実態

#### 第2. 原因・背景

- 1 完成検査業務の公益性・重要性に対する自覚の乏しさ
- 2 現場における過度な技量重視の風土
- 3 「補助業務」の便宜主義的な解釈
- 4 ルールの合理性に対する懐疑
- 5 部署間・職階間のコミュニケーションの不足
- 6 完成検査業務に対する監査機能の弱さ

#### 第3. 再発防止策

- 1 SUBARU が既に実施した主な対応策
- 2 更なる再発防止策の提言

### 【2】:当社の再発防止策(要約)

1. 不適切な完成検査の実態の解消
2. 完成検査業務の実態への対応
3. 完成検査員の登用前教育への対応
4. 完成検査員の人事管理
5. 完成検査の重要性に関する全社的な理解促進
6. 完成検査業務に関する組織体制の強化
7. 監査体制の強化
8. 現場と管理者、管理部門とのコミュニケーションの促進
9. 再発防止策の実施状況の継続的なフォロー

### 【3】:完成検査の実態に関する調査報告書 <長島・大野・常松法律事務所作成>

以上